

令和6年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年8月26日(月)

令和6年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年8月26日(月)	開催場所	上里町4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後4時00分	
議長	坂本 俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 産業観光係長：曾根香英 産業観光係主査：相川憲一 事務局主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 坂本 茂委員 議席番号4番 山下 登委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第22号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p> <p>山下 登委員</p>	<p>日程第2 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は1件になります。 1番ですが上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏 成年後見人 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積は1,091㎡です。申請地の地目は田、転用目的は宅地造成、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。父から土地を相続したが、自身は障害があり耕作ができないため、宅地造成し分譲するため申請するものです。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、1番の案件について担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p> <p>1番について</p>

<p>日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議 長	特に問題はありません。
	議 長	質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますがお異議ございませんか。
	議 長	意義なしと認め、申請通り、許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局次長	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 大阪府〇〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 面積は991㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置して売電を行う施設として利用したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 面積は421㎡、外1筆と一体利用で合計434㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅2棟、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており、学校、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 川越市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇〇△△△ 〇〇〇〇</p>

	<p>です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 232㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設です。申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、借家暮らしをしておりますが、婚約を機に地元に戻って来たく、自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 380㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設です。申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻の実家で暮らしておりますが、子供の成長により手狭となったため、独立したく自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 430㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設です。申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、町内の貸住宅に居住しておりますが、自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>6番ですが、借借人 さいたま市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株)、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外1筆 4, 955㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃借権設定、転用目的は砂利採取、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から40mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>7番ですが、借借人 さいたま市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株)、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外2筆 6, 978㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から30mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
--	--

	議長	ただいま事務局より説明がありましたが、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。
	清水 福次委員	1 番について 問題ありません。
	木村 隆之委員	2 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	3 番について 問題ありません。
	清水 忠之委員	4 番について 問題ありません。
	木村 隆之委員	5 番について 問題ありません。
	菊地 宏利委員	6 番、7 番について 問題ありません。
	議長	質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	では質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

日程第3 議案第24号 上里農業振興整備計画の 変更について	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第24号、上里農業振興地域整備計画の変更について提案をいたします。担当者による説明を求めます。
	産業観光係長	産業振興課、産業観光係長です。よろしくお願ひいたします。まず案件に入ります前に、令和6年度では初めての農振除外の案件になりますので、なぜこの協議をするのかというところからご説明いたします。これは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、市町村長は、農業振興地域整備計画の変更をするときは、農業委員会の意見を聞くものと定められているため、協議するものでございます。趣旨といたしましては、農業委員会は、町の農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化など、農地を管理する上での調整や、また、農地の集団化などの構造的な施策の推進上、重要な役割を担っているためであります。そのため、これらの施策が適切に行われるかどうか、そういった観点からご意見を伺いたく、この場をお借りさせていただいております。委員の皆様には、発言や議論をお願いするところでございますが、最終的な農業委員会としてのまとめのご意見について、農地の利用関係の調整や農地の構造政策の観点から、このたびの農業振興地域整備計画の変更案について、支障のある、なし等に関して、ご意見を賜りますようお願いいたします。続いて、本日の議案内容でございますが、申請が提出されている案件が1件になります。詳細は担当から説明をさせます。
	産業観光係主査	産業観光係の主査です。よろしくお願ひいたします。まず、農業振興計画についてご説明いたします。上里町では、農振法に基づき、農業振興地域の整備計画を策定し、農用地区域では、農地以外での農地利用が厳しく制限されているところでございます。例えば農用地を分割することなど、やむを得ず農業以外に転用する場合、すなわち農業地域から除外するには、申請された土地以外に代替すべき土地がないことなど、六つの要件を満たす必要があります。要件については以下の通りとなります。一つ目、変更に係る

		<p>農地を農用地以外の用途に供することが、必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。二つ目の要件といたしまして、農振地域外における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを認められること。要件の三つ目といたしまして、農用地の集団化、農作業の効率化、その他農地利用上の効率、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、四つ目の要件といたしまして、効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。五つ目の要件といたしまして、農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に影響を及ぼすおそれがないこと、こちらについては溜池、防風林、灌漑排水施設等が挙げられます。六つ目の要件といたしまして、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年度が経過していること。これらの要件を満たすことにより、農振除外の申請が可能となります。その後協議を重ね、承認を得ることによりまして、除外への申請と移ります。それでは議案書に戻りましてご説明させていただきます。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案24号、上里農業振興地域計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2第1項の規定に基づき、別紙計画の意見を聞き、決定をしたいので提案するものでございます。</p> <p>初めに区域についてご説明させていただきます。申し出の所在地につきましては、大字〇〇〇〇△△△〇〇ー〇〇外6筆のまとまった土地でございます。こちらの土地につきましては全てが(株)〇〇〇〇〇〇が所有している土地となっております。詳細につきましては航空写真をご覧ください。赤く囲ったところになります。内訳につきましては、登記簿、現況とも田の面積につきましては、2,011㎡。畑の面積が20㎡。登記簿が宅地、現況が農業用施設用地の面積が984㎡、合計で3,015㎡でございます。除外目的につきましては、食品製造施設の増設に伴う駐車場施設としての利用でございます。続いて、事業計画者についてご説明させていただきます。事業計画者につきましては、東京都〇〇〇〇△△△(株)●●●●●でございます。こちらの会社につきましては、外食事業を柱としておりまして、国内外で1万店舗以上の飲食店を運営しております。続いて、農振除外が決定された理由についてご説明させていただきます。(株)●●●●●より提出された事業計画によりまして、グループ会社から野菜の加工品に対する内製化比率増加を目標としていることに加え、(株)□□□□を傘下に加えたことにより、関東地区の新店舗向け、加工野菜の増産が必要となり、野菜加工施設の増産を計画しているということで提出されております。</p> <p>また、今回この申請地を選んだ理由につきましてご説明させていただきます。こちらの非代替性といった</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>坂本茂委員</p>	<p>しましては、関東地区の店舗で使用する野菜の加工品につきましては、関東地区内の工場生産を行う必要があります。グループ企業内の工場といたしましては、全国に17工場ありまして、そのうち関東地区は8工場となります。そのうち野菜製品の加工を行う工場につきましては、栃木県小山市と上里の2工場のみとなります。そして栃木県小山市の工場につきましては、既に施設をいっぱい使用しており、工場の増加は不可となっております。そのため、関東地区内における野菜加工施設の中で、拡張できる工場が、上里工場だけとなり、今回の増設の計画が提出されることとなりました。申請地の右側に既存工場がありますが、既存工場の施設内にある駐車場部分に新しく工場を増設することにより、元からの職員および増員された職員分の駐車場が不足することとなります。そのため駐車場を設置することを目的として、農振除外の申請が提出されました。簡単ではございますが以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>以上で事務局より説明が終わりますが、質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p> <p>これが農振除外にかかるということは、青字の場所ですよ。そうでないと農振除外にはかからないわけですよ。この農地の四角のところの半分よりは多いんですが、西側は草が生えていて、農地のような形にはなっていますが、3分の1位の所はもう既に農機具や何かがあるわけですよ。だから私はこれが出てきたときに、何で議案にかかるのかなと思ったわけですよ。既に転用がされてハウスだとか、そういう建物が建っており農機具や、資材置き場があるじゃないですか。この奥の方に。とりあえずはそれなんです。もっと今日はたくさん聞きたかったんですよ。元々(株)〇〇〇〇〇〇〇〇の土地は、農地で一番いいところで作ったんですよ。なぜ作ったかと言うと、農業を一生懸命するからということで作ったんですよ、いつの間にか会社の土地になってしまい、青地を除外してまで駐車場を作りたい。町の間人として、農業にたずさわるとして、これで良いのですか。そういうことならば私の家の畑に農業倉庫を作って、それを賃貸で貸してもいいんですよ。まず、それは農業倉庫ということで申請はしますよ。それを皆さん方がここで認めてくれるわけですよ。その後は私の自由で良いですよ。私はそんなことはしませんよ。しませんが、何かこれは。(株)△△△△△のことも聞きたいわけですよ。前回のときにも出たんだけど(株)▲▲</p>
--	------------------------	--

	<p>議 長</p> <p>産業観光係主査</p> <p>坂本茂委員</p> <p>産業観光係主査</p> <p>坂本茂委員</p> <p>事務局次長</p>	<p>▲▲▲の会社の件も出たわけですよ。皆さん方が知ってるかどうかわかりませんが。私は、もう頭の中がぐちゃぐちゃになっちゃってるんです。これは何なんだろう一体と。とにかくこの農振除外にかかる場所は、転用はされてないけれども、現状を役場は見てますよね。どうなんですか。これが適正適切ですということですね。</p> <p>お願いします。</p> <p>お答えします。まず今回提出されている宅地の土地につきましては、現状青地となっております、こちらは平成31年3月に農機具保管用地として農地転用許可を受けております。尚ですね、こちらが宅地になっている理由につきましては、建物が建っていて登記の手続きをしてしまうと、そのまま、登記所としては認めてしまう、そういう形で宅地になったのが経緯でございます。</p> <p>では、ここで言う農業用地の宅地がありますよね。ここは転用がされていなかったってことですか。</p> <p>宅地の部分については転用のみされてます。除外はしてないです。あくまでも農業用施設用地としての転用が出ております。</p> <p>転用がされているなら、なんで今更こんなことをするわけですか。それが私には理解できない。</p> <p>農地に例えば住宅を建てる時は、一般的な手順とすると、農振農用地から外す農振除外という手続きがあります。その農振除外という手続きの許可が下りた後に、農地転用の許可というのがあります。ただ、ここで特例として、農振除外をしなくても作れる施設というものがございます。それが農機具置場や、その農産物の加工工場、そういったものが特例的に農振除外をしないで、一つステップを飛ばして、農地転用の手続きに入ってしまうことができます。今回の宅地になっている部分につきましては、(株)○○○○○が、農機具置場を作りたいという形で、除外をしないで、転用だけかけました。今回は、(株)●●●●●が駐車場にしたい土地というのは、農振除外をしていないで、まだ農振区域で上里町としては残っておりま</p>
--	---	--

	<p>坂本茂委員</p>	<p>す。そのため、1 から農振除外をして、次は農地転用をかける手続きのため、今回は農振除外をかけさせていただくこととなります。</p> <p>そうすると農機具置場ということで転用していても、すぐこうに駐車場になって、これがまだ除外ができれば、農地法5条でかかってくるわけですね。ただしこれは元々農地を買ったんですよ、きっと。私は詳しいことはわからない。でも、(株)●●●●●が全国でも一部上場で優秀な会社ですから、それを農地並み価格では買わないと思います。あんまりお金の話はいいんだけど。話に戻るけども、私がさっき言った農業用倉庫を作って、それをその後××××運輸に賃貸で貸してもいいんですかって話は、これと、同じ話でしょ。農地転用で農業を一生懸命するから、この土地を農機具置場で転用したわけですよ。多分私達の先輩の農業委員さんが、それはいいことだね、上里町の農業の発展のために必要だからということで許可を出してるんだと思うんですね。私はその時にいないですけども。それがみんな賃貸物件になっちゃった。私達はこの会社の応援隊なんですかね。おかしいと思います。この元のところは(株)●●●●●の加工場があるんだけど、これは昔、賃貸だったわけですよ。20何年前だったかな。いわゆる△△は、1反でも3町でも作ってる人は同じなんですよ。△△からすると、皆さん同じなんですけど、ここで言う(株)○○○○○はその中でも、若くていっぱい作って、俗に言う盛農家の集まりが、自分たちで作ったものを有利販売しようとしたんです。△△は80歳が作ったものでも20歳が作ったものでも、単価が一緒なんですよ。そういうのがおかしいっていう考え方もあるわけですよ。でも、△△の場合については、皆さん全て1人一票制ですから、同じなんですよ。だからそういう基本的な団体なんて考え方なんです。ところがこの会社はそういう人たちが集まって一緒にやろうっていうことで、すごいなと思って私達も見えたわけです。それで補助金をいただいて、出荷場と農産物の加工場を作ったわけですよ。上手くいかなかったっていうことで補助金を返して、加工場を賃貸物件で貸してたわけですよ。今は賃貸じゃないんですか。それ聞かせてください。</p>
	<p>産業観光係長</p>	<p>賃貸であるかどうかということなんですけども、今回提出されている土地のほとんどについては、平成27年11月19日から、(株)○○○○○が所有している形になっています。これは土地の登記簿でも見ら</p>

		れます。今工場があるところは平成22年に。はい。
	坂本茂委員	売ったのか。
	産業観光係長	取得しています。
	坂本茂委員	じゃあ、農業委員会もずいぶん貢献したんだね。だけど結果的にそうなったっていうのはわかりましたよ。だから全て合法的にやりましたが、当初私達の先輩の農業委員が、先ほど言った通り優秀な農家が集まり、みんなしてスマート農業なり、そういうもので上がってこうということで、趣旨は良かったわけですよ。ところが、補助金を返したりで、土地も売ったりして。(株)●●●●●というのは農業法人なんですか。もちろん(株)○○○○○○は農業法人ですよ。(株)●●●●●も農業法人なんですね。
	産業観光主査	はいお答えいたします。今回提出されている(株)●●●●●につきましては農業法人ではございません。
	菊地宏利委員	ちょっといいですか。先ほど事務局が平成22年に売ったって言ったけど間違いじゃないですか。坂本委員が聞いたのは売ったのか、売らないのかって聞いたのに、平成22年に売却したように言ったような気がします、私の間違いですか。
	産業観光係長	よろしいですか。平成22年に(株)●●●●●と(株)○○○○○○で賃貸契約の締結になってます。
	菊地宏利委員	ずっと疑問に思ってたことがあるので、調べました。農業委員会で議事録をちゃんと取られるので間違えると困るので、事務局長は私が間違えたら、間違い。大丈夫なら、大丈夫って言ってくださいね。でないと訂正しないと後で議事録もおかしいだろうと言われると困るので。私が調べたのが(株)○○○○○○は先ほど坂本さんが言うように2008年に農産物処理加工場の竣工って書いてあります。多分この頃にこの工場作ったと思うんですよ。それでわずか2年後の、2010年には野菜工場誘致と書いてある。もうその時、目的外使用で多分やられてるんだよね。お金を返せって言われたんですよ。多分ここ。我々が議

	菊地宏利委員	非常に、意見が言いづらいですが、農業委員の立場として言わせていただくと、疑問があります。というのは何故(株)●●●●●がこの計画変更をなぜ、代理人として出てきて、土地の持ち主の(株)○○○○○が出さないのかと言うのが一つの疑問。それから13条の農業整備計画の変更、俗に言う農振除外。この13条の2項で先ほど6項目言ったけど、必要性、適当性、非代替性のところに適正って書いてあるけど、役場にいつ話があったんですか。
	産業観光係主査	一つずつお答えさせていただきます。今回、(株)●●●●●が申請者となった理由につきましては、現状ある(株)●●●●●の工場の拡張を目的としておりますので、あくまでも(株)●●●●●が工場拡張のため駐車場を必要としている。そのため除外の申請は(株)●●●●●が表に立って申請者となっております。続いて、もう一つの質問といたしまして、このお話があった経緯につきましてはですね。
	菊地宏利委員	ちょっと待って。だからなぜこの場所じゃなきゃいけないんですか。この13条の2項というのは、他にあれば、農業振興地域ではないところでやれと言ったんですが、他にはないからと言うことですね。
	産業観光係主査	はい。よろしいですか。代替性につきましては今回(株)●●●●●さんが野菜加工場として、やはり関東内の工場、なおかつ既に拡張ができる工場につきましては、上里工場しか場所がないと。そのため、今回上里工場で除外の申請が上がったのが現状であります。
	菊地宏利委員	ここじゃなきゃ駄目なんだ。
	産業観光係主査	そうですね。駐車場の場所につきましては、そこ以外、適切ないところがないということで、そういった理由で認めております。すいません。もう一つのご説明といたしましては、今回お話があったのが、令和6年の3月21日に産業振興課に除外をしたいとのご相談がありました。
	菊地宏利委員	わかりました。

木村隆之委員	<p>木村です。(株)●●●●●が申し出をしたのはいつなのか。それと、町がこれは必要性があるとか、決定したのはいつなのか、その辺を教えてください。</p>
産業観光係主査	<p>お答えいたします。まず、書類が上がりましたのが令和6年7月9日になります。今回ですね、町の決定といたしましては、8月16日に議題にあげたいということで、16日に起案を上げました。</p>
菊地宏利委員	<p>実はですね、私は去年の8月に既にここをこうしますと言う話を聞いてるんですよ。人から聞いたなら、言った言わないになるけど、株主総会の資料もらってて、ここではっきり(株)●●●●●と、既存施設隣接地に新規立地に向けた取り組みを進める契約、要するにここでは加工工場ですね。一部2階床面積5100㎡、この場所に作りますよと株主総会の資料で言っているのだから、株主総会、これは株主に嘘ついてるかどうかわかんないけど、もう既にこういう事をいっている。私は、だから今いつと聞きました。もう、(株)●●●●●と契約を締結したと書いてます。8月30日、去年のちょうど今頃、もうその時には(株)●●●●●と契約してます。嘘かどうか知らないですが。それから工場を売りました。売却しましたと書いてあります。坂本さんが先ほど言ったように、儲かっちゃうけど、この売却益1億4,582万円、これは全てこの工場のお金かどうかわかりませんが。わからない、ただ、固定資産売却益1億4,582万円って書いてあるので売ったのは間違いないでしょうね。だから、本当にそういうことがなければいいのですが、こういう事だと、本当に素直に手を挙げても良いのかなというのが私の疑問です。以上です。</p>
坂本茂委員	<p>先ほどの役場の説明だと、計画者が(株)●●●●●でね、それで除外申請をしたという話ですけど、この除外申請は、いわゆる関係のない人でもできるんですね。申請はね。でもこの申請の後、多分賃貸物件が売買で出てくると思うんですけども、その時は(株)●●●●●は申請者にはなれないですよ。なぜ今(株)●●●●●がここで出てくるのかなと。どっちみち(株)○○○○○○の土地を農振除外して(株)○○○○○○がまた、いくらで売るかかわからないですが、そこを売るっていう農地法5条の申請が出てくると思うんですよ。ですが今、(株)●●●●●が農振除外の申請者というか計画者になってるわけですよ。それでもう一件、先ほどの適正っていうんですけど、法13条第2項の除外の要件の必要性、适当性、非代替性1号2号3</p>

		<p>号ってありますけども、この2. 3. 4. 6号ははどっちでもいいんですが、この1号ですよ。これが適正となっていますけど、これを役場の事務局が適正という判断をしたっていうことでよろしいでしょうか。</p>
	産業観光係主査	お答えいたします。こちらにつきましては法律に基づいて適正と町が判断させていただきました。
	坂本茂委員	<p>それではこの(株)●●●●●の事業拡大のために青地の優良農地を潰して駐車場にするっていうことは、上里町としては必要性であり適正であるというふうに判断されたんですね。ということをお聞きしたいんですが。</p>
	木村隆之委員	<p>すいません、事務局に、この農振除外の手続きについてももう少し丁寧に説明してもらいたい。計画者、(株)●●●●●が申し出て、町が、そこはやむを得ないと判断した場合、農業委員会とか、そこに協議をして最終的には知事が知事の同意で、それが完結されるということなんで、町は既に必要性とか、代替性とか、土地改良問題とかそういう判断したから、農業委員会に意見を求めているというふうに思いますがいかがでしょうか。</p>
	産業観光係主査	<p>お答えいたします。木村委員の言った通り、町といたしましては、まず県の本庄農林と協議を行った上で、先ほどおっしゃられた6要件ですね。なおですね、あそこの土地につきましては、現状(株)●●●●●が持っている土地の地続きになっている土地ということで、拡張が認められると。そのため今回印のついている土地が代替性ということで認められたと、そういった判断となったのが現状でございます。</p>
	坂本茂委員	<p>どうして県と町がそういう判断基準が出てくるのか私は理解ができない。いわゆる(株)○○○○○○の加工場ですね。昔の当初計画通り農業委員会に通った通りの加工場を拡張したいと拡張した。それで(株)○○○○○○がやってる増設した加工場の駐車場を増設したいっていうのはあたり前の話だし、賛成なんですよ。でも(株)○○○○○○がすべて手を引いちゃって、それが全て土地まで買って、なぜ(株)●●●●●の駐車場まで、私達農業委員は優良農地を守るためにここに、いるわけですよ。株式会社ですから、利益を上</p>

		<p>げるのは当たり前だけでも、なんで㈱●●●●●の駐車場に、㈱●●●●●の金儲けのために。そうだったら先ほど言った通り非代替性っていうのをいうのなら、宅地の所ですよ。大体その加工場を作るんだったらそこじゃないんですよ、児玉工業団地で作りなさいよ。そうじゃないのですか、町としては。何であんなところに会社を作らせるんですか。そういうのは町が町のために農業振興なら五明の所とかあるでしょ。工業団地。なんでああいうとこに誘致しないの。一種農地、周り見てくださいよ。あんなにいいところはないでしょう。それを私達まで巻き込んでですよ。これがいいですねって私達も巻き込んでそういうふうになっちゃう。だからこれ自体は全て違反じゃないっていうのはわかるわけですよ。でも、農業委員だって農業委員の使命があるし、私達は上里町の農業、農地を守りたいってあるわけですよ。これじゃ協力して、何のために私はここに来てるのかっていうのがわからなくなっちゃう。ちょっとの間に色々な問題が。聞きたいのですが、㈱△△△△△だってあんまりいい評判は聞かないですよ。9億程度かかったくらいだけでも、玉葱だってうちやってるじゃないですか。だからこれは㈱●●●●●の問題だけでも、㈱●●●●●の非代替性の土地を確保するために、青地でしょう、ここは、役場のあなたたちは、上里町の農業に対してどういうふうに考えてるわけですか。何でもいいんかい。</p> <p>木村隆之委員 よろしいですか。㈱○○○○○○が、ここに加工場を作ったときは、私は担当ではなかったのですが、その後、会計検査が入り、いろいろな面があり、ここを手放さなくてはならなくなった経緯を、その時私は町の担当者だったのでよく知ってます。だから儲けようというより、株式会社ですから儲けようと思うのでしょうかけれども、㈱○○○○○○は本当に農業を真剣に考えてたと私は考えております。ただ、この時点、㈱●●●●●に貸すときには、本当にやむを得ず貸したというふうに私は理解をしております。今回㈱●●●●●がこの加工場を広げるといことは、工場を大きくすると、雇用の創出にもなりますので、代替性についても隣だし、問題ないと考えており、町の発展にはここしかないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。以上です。</p> <p>菊地宏利委員 私は農業委員としての考え方、それだけです。㈱△△△△△どうのっていうことではないです。だって500㎡ぐらいの、先ほど言った農業用倉庫、これを転用して売らない、大丈夫かとそんなことを協議し</p>
--	--	--

		<p>ているのに、実際この会社は破産したわけじゃないし、それを売っちゃうってことは、破産したならしょうがないけど。破産しないで売っちゃうのはやはりお金儲けと思われても仕方ないと思います。</p>
	産業観光係長	<p>すいません。お待たせしてしまったんですが、先ほど菊地委員からご質問があった、今工場があるところがいつ所有権移転されたかというところなんです、令和5年の6月ということになっております。これは登記簿の日付になります。</p>
	坂本茂委員	<p>そうすると、この土地一画全てということでもいいわけですね。その建物が建ってるところだけじゃなくて。</p>
	産業観光係長	<p>今(株)●●●●●さんがお持ちになっている工場があるところ、それとその周りです。駐車場とか、道路も○○○○番地の東っていうんですかね。ここがすべて令和5年6月になります。</p>
	坂本茂委員	<p>(株)○○○○○○はどこにいるの。どこか行っちゃったの。</p>
	産業観光係主査	<p>お答えいたします。現在(株)○○○○○○につきましては、(株)△△△△△のある事務所の方で作業しております。</p>
	木村隆之委員	<p>この施設と、今回の除外の間に町道があったと思うのですが、町道は6月議会で町が払い下げをしていると思うのですが、してるかどうか。議会としては何か意見が出たかどうか。以上聞きたいのですが。</p>
	産業観光係主査	<p>お答えいたします。町道については6月の議会で払い下げをしております。なお議会では特に意見はございませんでした。以上です。</p>
	坂本茂委員	<p>どこに払い下げしたですか。</p>

	産業観光係主査	払い下げを行ったのは(株)●●●●●●です。
	坂本茂委員	<p>本当に時間を取らせて申し訳ないですが、(株)○○○○○○○に対してどうこうと言ってるんじゃない、この加工場を作っても加工場も駄目で、補助金が多分1億近く、まあ金額はよいですけども、いただいたわけですよ。その補助金まで返して、(株)●●●●●●さんにお貸ししたんですよ。そういう経緯がありながらまた、国と県か町かわからないですが、(株)△△△△△にお金を出してるわけですよ。それと(株)△△△△△は前に失敗したのでまた失敗するのではないかと心配をするわけです。あまり良い評判を聞かないので、どうなんだろうかなど。町は補助金が出るかどうかは、会計検査員しか監査ができないってことだけれども、何か指導とか何かを町としてはできるんですか、内容的にどういうとかっていう情報等はあるんでしょうか。</p>
	産業観光係主査	(株)△△△△△のお話になりますが、今のところ、事業の当初計画で出してます出荷量を満たせてない状況が続いています。町では、県の指導とかも一緒に受けまして、改善報告を毎年出していただいて、一応事業の改善を図れるように、お話は毎年しています。わかる資料からにはなります。
	坂本茂委員	<p>ということは、一度あることは二度ある。二度あることは三度あるという、ことわざです、別にあそことって事じゃないですが。どうも理解できないのは、(株)●●●●●●の隣地だからといって、青地農地を簡単に駐車場用地にするために農振除外をするという、その神経がわかりません。関係ないじゃないですか、(株)●●●●●●なんて。元々ここに、(株)●●●●●●を作らないで、先ほど言った五明の工業団地を会社なんだから、すすめたんだから、ああいう所に、町の方で用地を確保してあげて、上里町のために雇用だとか、上里町のための野菜なんかを買ってくださいっていうことが、行政の一つの仕事じゃないかなと思うわけです。だからこれは話的におかしいのではないかなと思います。これは私だけなんだろう。それで結構ですが、(株)△△△△△だって会計検査院が入って何かあったという話もあったわけですよ。また前と同じになって、こんなことを言っては悪いけど、(株)△△△△△がまた同じケースになっては、私は農業委員として歴史に残りますから。だからそういう事のないように、農業委員会も監視はしますし、だけれども、元々</p>

	<p>議長</p> <p>柴崎久男委員</p> <p>木村隆之委員</p>	<p>は、農業委員会事務局ないし、役場が目光らせていただいて、法律的に違反がなくても趣旨ですよ、農業として農業委員会の趣旨、上里町の農業はどういうふうにあるべきだという事があるわけでしょう、目的が。これは青地が駐車場になっちゃうんですよ。こんな良いところの青地が。そういうことを、町は法律がどうのこうのと言うよりも、姿勢っていうのを持って欲しいなと思います。私だけではなく他の意見も聞いてください。</p> <p>他にありますか。</p> <p>私もこの議案書をいただいてから1週間、何で(株)●●●●●が申請者として出てくるのかなあという事をずっと毎晩考えたんです。町だって総合振興計画にも入ってないし、都市計画図も塗り替えてないんですよ。順番が違うんですよ、全部。工場を誘致する事について、町長は一生懸命誘致作戦してるけども、長幡の大御堂の方に作りたいって言うけども、全然進んでないじゃないですか。町の総合振興計画は全然それになってないんですよ。でも、先ほど何人かの方が言うように第一種農地なんですよ。ここは。そこのところに勇気ある若い農業者が国の補助金で補助事業を受けて、あれだけの施設をやったんですけども、順繰り順繰り年々顔が変わってきちゃってますよね。そこを町ももう少し、見なくちゃいけないんじゃないかなって思うんですよ。振り返ってもらわなくちゃ。パンクしちゃったならパンクしちゃったって言えばいいんじゃないですか。はっきりと。もう少し、資料を出してもらいたい。お金がなくなっちゃったんでどうしようもないっていうならいいんじゃないですか。税務課は宅地課税になってると思うんですよ。本庄の税務署でも宅地になっていけば、農業委員会を通さなくても(株)●●●●●のものになるんじゃないですか。裏を返せば、ちょっと計画者の申請の内容が私はおかしいように感じます。残念でならない。</p> <p>これは法律に基づいて粛々と判断するしかないと思います。ですから、柴崎委員さんは、なぜ(株)●●●●●がやるのかと言うようなことを話してますけれども、その辺について私はがっかりしてます。委員はその辺の制度のことは承知で話してるかどうか。農振除外は計画者が出すということですから、ちょっと残念です。</p>
--	---------------------------------------	---

	<p>事 務 局 長</p>	<p>すいません。少しお話をさせていただきます。先ほど企業誘致などについて何もしないじゃないかというお話だったのですが、町の一番の大きな計画の中には総合振興計画というのがございます。その中でも工業用地だとか、そういったものの誘致のためとなるような場所の候補地域的なところに少し丸がついてるような形になります。あと都市計画マスタープランというところでも、同じような形で、ここ、この地域で検討していきましょうねという話で計画は作られています。企業誘致とか、そういったところについて何も動いてないじゃないかとおっしゃっておられますが、企業誘致だとか、そういったものについては、かなり時間のかかるお話ですので、なかなか皆さんの目に見えてこない部分というのも、もしかしたらあるのかなあと言うふうに思います。ですので企業誘致という言葉で言えば、そういった形になりますけども今回のこの、(株)●●●●●さんの既存の企業に対しての敷地拡張ということでのお話は、単純に先ほど委員の話で事務局とすると、粛々と事務を進めていかなければいけないというのが正直な話であって、この会社はどうなってんだ。あの会社はどうなってんだと言われたとしても、県農林部にご指導をいただきながら、申請なり準備してるような形になりますので、なんとも皆さんのご議論大変活発でいいなあというふうに聞かせていただいていたんですが、他人ごとのような口調で申し訳ないですけども、そういった形、今回の事案について、農業委員のあるべき姿、町はどう考えてるんだというようなお話も一部の委員からお話があったかと思うんですけども、私個人的な意見になってしまうかもしれませんが、我々が地域の農業発展を目指すための橋渡し役であり、地域の農業を支える、牽引するような存在であるべきと私も考えております。持続可能な農業、環境に配慮した農業、これからの農業、今後どう農業を考えていくかということで、前向きに皆さんのご議論をいただければと思っております。ただその議論の中で、お気持ちというか、議論を経て下すことはいいかと思うんですけども、そこに客観的事実だとか、そういった判断なものというところが必要になってくるかなと思っておりますので、我々とする事務方としては、粛々ともう進めるしかないのだから皆さんどうでしょうかという、ご意見をお伺いするしかないと考えております。どっちの味方でもないし、今出てきた議案に対して我々農業委員会がどう判断していくかというところが軸になってきているのかなというふうに思っております。なので適正な判断というか、皆さんが周りから言われないような形で、どう良い判断をしていくかっていうのは、引き続きご議論いただければと思</p>
--	----------------	--

	<p>金井 栄委員</p> <p>産業観光係主査</p> <p>金井 栄委員</p>	<p>っておりますのです。長々と喋ってしまって申し訳ありません。以上です。</p> <p>今まで色々委員さんの意見を伺ってまして、実は大変申し訳ないんですが、私も不勉強でありまして、この農業振興地域整備計画の除外ですとか、その経緯に六つ要件があるっていう話はお聞きしましたけども、先ほど木村委員さんがちょっとおっしゃったんですけども、もう少し我々不勉強な人間に対しても、もう少しわかるような事務局長として説明をお願いしたいと思います。やはり、先ほどお話を、何かのタイミングでどういう形で判断をくださなくてはならないと思うんですが、度々不勉強で申し訳ないのですが、その判断の材料が今の中ではちょっと少ないのかな。これでは判断するのに、どうなのかなと言うのがありましたので、先ほど木村委員さんもおっしゃいましたけれども、もう少しわかるような形でこの経緯を、説明していただければ助かりますがいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。経緯を詳細に説明させていただきます。まず、現状の(株)●●●●●が使っている工場につきまして、土地と建物については令和5年に(株)●●●●●が購入したことで、今回の該当の工場については(株)●●●●●のものとなります。その隣に町道が通っていたのですが、そちらを払い下げにより(株)●●●●●が購入したことによりまして、今回該当となる地図の赤いところについては(株)●●●●●の持ち物である土地と地続きになった、そういった形があります。施設の拡張につきましては既存の敷地と地続きである、とそういった条件がありまして、そのため代替地の理由ということで(株)●●●●●については、新設ではなくて既存施設の拡張をしたいということで計画をしております。そのため、現在関東地区にある野菜の加工施設が、2工場のうち1工場が拡張の余地がないということで断念いたしまして、拡張の余地のある上里工場、そちらを選んだことが大元の前提になります。そのため現在、建物を持っている(株)●●●●●が新たに工場の拡張をしたいので、それで既にある駐車場に建てたいということで計画を立てておりまして、その駐車場がなくなってしまうため、隣の土地に駐車場を作りたいと、そのため除外を申請したというのが流れです。そのため今回については常に拡張の元となる工場についても(株)●●●●●が所有している関係で、申請者が(株)●●●●●になったという経緯でございます。以上です</p> <p>今説明をうけた経緯で、だいぶ流れについては理解に近いものができたんですけども、実は今回議案に</p>
--	--	---

		上がっている赤い斜線の土地ですが、そこは先ほど説明がありましたけども、(株)△△△△△の現状は所有という事でよろしいのでしょうか。
	産業観光係主査	現状所有してるのは(株)〇〇〇〇〇〇になります。
	金井 栄委員	ということは、除外に関して言うと、除外する前はあそこの農地に関しては、農業振興地域という、そういう農地ということで間違いないです。
	産業観光係主査	はい。そうですね。こちらの赤いところについては農業振興地域で間違いないです。
	金井 栄委員	私は農業で生計を立ててるものなので農業はどうかっていうのは、それは皆さんわかっていると思うんですが、今回の斜線の農地に関して言うと、作付けだとか適正な農地としての使用は、今まであったのでしょうか
	産業観光係主査	こちらの土地については、平成27年に購入いたしまして、当初は玉ねぎを作付しておりました。何年作付けしたかについては調べないとわからないのですが、当初は玉ねぎを作付していたという経緯がございます。
	金井 栄委員	ここ何年かというのは、現状見てらっしゃいますか。
	産業観光係主査	申し訳ありません。私は4月から異動になったので申し訳ないですが、確認しておりませんでした。
	金井 栄委員	今の話と関連してるんですが、個人的なことで、申し訳ないですが、実は私はあそこの赤い斜線の土地の西側のところで、ハウスを賃貸で借りて経営しており。それでほとんど1年のうち毎日通りを通るのですが、斜線の農地にここ何年か作付けしているように見えないんですよ。一時期は野菜の残渣等、そう

	産業観光係長	<p>いうものを廃棄しておりましたが、今現状はみてもらった通り、草の状況です。これは個人的な意見として聞いてもらえれば良いのですが、農業をやってる人間としますと、果たしてそれが整備計画に伴った農地としての役割を果たしているかどうかというのが、個人的には疑問です。これは私の個人的な意見ですし、農業委員さんの中でも、倫理の問題だと思います。ただ木村委員さんが先ほどおっしゃいましたが、これはどこかで粛々とやっていかなければ、判断していかなければならないと言うのはわかるんです。その辺の倫理感がちょっと気になったので、話をさせていただきました。</p> <p>(株)〇〇〇〇〇〇さんは今おっしゃってる赤い斜線の農地以外でも、農地の管理については、草とか野菜を収穫せずに置いてしまっているという事は、産業振興課の方にもお話をいただいております、直接(株)〇〇〇〇〇〇さんとお話をして、その都度草を刈っていただく等色々してはいただいておりますが、継続的にお話をいただく状況でもありますので、こちらが言い続けるしかないのかなと思っておりますが、その辺はある程度管理できてないのかな、実際の目的を果たしていないのかなと言う事で、こちらも指導が行き届かず申し訳ありませんという部分にはなってしまうんですが、お話は一応しております。</p>
	関口 博孝委員	<p>先ほどから問題になっている土地を近くで用事があったので見たのだけれど、砂利が敷いてあるよね。実は私が転用して牛舎作るのに、わずか4mの48㎡の農地を出入りに使ってたんだよね。それを掘削しないと許可が出せないと言われたんだよね。けど上里町は産業振興課もそうだけど、駄目だよ、みんな。何だかわからないでやって。玉ねぎとかも、畑だってそこら中、草だらけで、町はそれをみているのか。</p> <p>経営感覚のない人がやってるんだから上手くいくわけがないんだよ。俺に言わせれば、不動産屋だよ。金儲けするためにやってるし、その金儲けをしなくては更に経営が苦しくなるんだよ。今は若い人がみんななくなっちゃった。大学から生徒を引っ張ってきて、使っても給料をあげなくて、そんな所、町でバックアップするのはおかしいんだよ。俺は牛舎作る時は誓約書まで書いたんだよ。契約書を取ればいいんだ。向こう30年ぐらいは売買しませんとか。大体、生ぬるいよ。騙されてるようなもんだよ。産業振興課は。どこの誰に聞いたって、みんな大変だっていうよ。ちっとも聞こえないかい。でも聞こえてなければ尚、悪いよな。従業員だってほとんどいなくなっちゃうしさ。経営とはそういうもんじゃないんだよ。人を使えば、それなりに最低限度の給料を払わないとならないよ。ただくれば応援しているが問題あ</p>

		<p>るよ。まじめに農業やってる人は、笑っちゃうよ。みんな。農家の権力を利用して農地を買って、それを売ったりして金儲けしてるんだから。大体あそこは砂利ばかりじゃないか。農地じゃないよ。パレットなんかは積んであるし。大体上里町は、農業に対して遅すぎるよ、全てに対して。先ほどから出てる五明の土地の方にでも誘致すればいいんだよ。草ばかりなんだから。会社を作っては、つぶしてそれを売って、穴埋めしてさ。今、県は何て言ってるの、上里を。少しは皆さん感じてるのか。金は借りてます。払いません。だから借りるなら〇〇に借りればいい。経営的にマイナスならどんどん引き上げちゃうから。上里町はそれを面倒見てるんだよ。(株)△△△△△だって農業委員会で許可出せば売れるようになるよ。加工施設って経営はえらい赤字じゃないか。周り中、玉ねぎをうちやってるしさ。そういう評判が聞こえないのか。これは責任問題だよ。産業振興課だって、バックアップしてんだから。よく考えなよ。そんなことじゃ農業の経営者は育たないよ。不動産屋なんだよ。</p> <p>小暮辰雄委員 (株)●●●●●は会社自体大きいと思うんですよね。この今の会社を第1工場として第2工場を上里町の指定するような別の所へ作ってもらえば、それで落ち着くんじゃないですか。この駐車場の所を許可してしまうと、ここにまた建物を作りたい、また駐車場を作りたいとどんどんそこが広がってしまいますよね。ここでビシッと農業委員も許可を出さないで、違う第2工場を上里のこのあたりで作ってくださいってそのくらいの指導した方がいいんじゃないですかね。</p> <p>議長 ありがとうございます、時間はどうですかね。</p> <p>坂本茂委員 駐車場を買いたいってところを除外するのですが、ここは(株)●●●●●でなくて例えば通常の加工の株式会社がこの除外する土地を買いたいと言っても買えないんですね。青地なんだから。ですが、これを除外すれば、青地ではなくなるでしょ。そうすると(株)●●●●●は駐車場で買うことができる。そうすると、(株)●●●●●とすると良いわけでしょう。だけど、上里町に住んでる私達が申請しても、なかなかそういうふうなことをやってくれず、普通はここに出てくるのは、農家住宅なんですよ。駐車場なんて出てきたことなんて、私は、2期目ですけども。農家住宅で外に作る土地がないから俺の息子の家を作りたい</p>
--	--	---

		<p>いってあるので、農振除外が出てくるわけですよ。会社の駐車場を作りたいからと農振除外を、それは法的に問題があるかどうかわからないですけども、普通では、この土地は買えないんですよ。(株)〇〇〇〇〇〇なら買えるんですよ。(株)〇〇〇〇〇〇〇が当初の昔のように発足当時のそういう考え方、経営で昔に帰ってくれば、これは通ったんですよ。だけど今はもう全然形が違っちゃってますから、これは非常に一企業に対して、農業委員会が、協力するようなことはいかがなもんかなと思います。最後の意見です。</p> <p>事務局次長 先ほどの小暮委員のご質問からさかのぼってお話をさせていただきますと、今回今ある勅使河原の場所を第1工場と考えて、第2工場を別のところに誘致すればいいんじゃないかというお話がございました。実際その第2工場を、例えば本当に工業団地のどこか空いてるところがあって、そこに建てたらどうですかというご紹介などを町として差し上げることは可能だと思うんです。ただ、それを皆様も農家という会社の経営者なのでわかると思うのですが、例えば物流とか、そういったものを考えたときに、2か所に物流回ってもらえばそれだけのコストはかかります。そういった部分を見ると、2か所に作るのであれば上里の必要はないかもしれない。ただ、上里にもある工場1か所のところに全てを集中させれば、要は仕入れの部分の物流から出荷の部分の物流までが全て1ヶ所のできる、そういったメリットをやはり企業の方は考えていきますので、今ある既存の場所にプラスもう一つ工場を作りたい。そのためには今度、駐車場が足りないから、駐車場が欲しいという今まだ先方のご希望はこちらにございますようなお話になってしまうと思います。</p> <p>小暮辰雄委員 それは(株)の立場で言うとそういう考えになります。でも、町の、農地の立場からすれば、どっちがいいのか。町で地域を指定して、このあたりにどうですかとそのくらいのことを言ってもいいんじゃないですか。</p> <p>坂本茂委員 大体、こんな所に(株)●●●●●があるってこと自体おかしいんだよ。なんであるんだ。それこそおかしい。</p> <p>事務局次長 そこにあることがおかしいというところから、質問がだいぶ似かよってきってしまう中で、申し訳ないん</p>
--	--	--

	<p>柴崎久男委員</p>	<p>ですけれども、まずは坂本委員がおっしゃるように、本来そこに最初に(株)●●●●●が作りたいと言えば作ることができなかった場所でございます。しかし(株)○○○○○さんの方が色々ありまして、工場の方を手放すという理由ができて、そこを(株)●●●●●さんが購入をされたというのが始まりでございます。最初は貸して、今は手に入れてという形ですけれども、本来であれば、坂本委員がさっきおっしゃったように、今回駐車場の申請地、駐車場とは限らず何かを作りたいというときでも、別の企業であれば転用することはできません。今回(株)●●●●●さんがなぜできるかというお話になれば、既存の工場があって、その敷地を拡張するために必要だから、隣の場所であれば転用することができるという条件になっております。そのため今回こちらは申請が来たという形になるんですけれども、小暮委員がおっしゃるように、町としては、他の場所をどうですかという形で、ご案内を差し上げることは可能だと思います。ただ、相手も企業でございます。相手として見れば、利便性の高いところ、申請する権利を持っておりますので、相手の申請を出さないでくださいと、止めることはできないというのもご理解ください。相手方からしてみればこの場所がどうしても欲しいんです。ここは申請できないんですか、そこを順番に組み立てていったときに、除外の6要件というのは満たしているんじゃないですかという形の条件をいただいておりますと、町とすれば、行政とするとという言い方になってしまいますが、申請書が揃って条件が揃っているものを受け取らないということではできないというところもでございます。そのために私達は書類を受け取ります。きちんとした手順を踏んで、皆様にご意見をご照会させていただいているという状況でございます。その中では、別の場所をご案内してはどうですかというお話もさせていただくことは可能ですが、相手とすると、別の場所がないという代替性、こういう条件なんですというご用件もいただいておりますので、そこについては私達も既にお話をして、他に代替性の場所はないんですかというところは、確認はさせていただいているというところでご理解いただければと思います。</p> <p>話がはずれるかもしれませんが、今回の申請に関して、何か誓書というか、計画の変更だとか、今までのお詫びとか、理由書とかそれそういうものはないんですか。法律そのものの申請書だけですか。それは企業ですからよくわかりますが、それに対して、今までの過去の積み重ねがあるじゃないですか。(株)●●●●●さんだって、(株)○○○○○だって。それに対して、悪いことはわかって出してくるんだから、</p>
--	---------------	---

	事務局次長	<p>それに対して詫び状っていうんですかね。どうしても小暮委員がさっき言ったように、理想なんですけど、そういうあれに対して、会社としての何かないんですか。なんていうんですかね。よく質問がわかりませんけども、以上です。</p> <p>すみません。私も答えになるかどうかわかりませんが、今回の事業計画者、申請者は(株)●●●●●さんという形になっております。そして私達のやりとりをさせていただいてるのも(株)●●●●●の社員の方とやりとりをさせていただいていますが、(株)●●●●●さんの立場からするとですが、過去の経緯って、(株)●●●●●さんはわからないと思います。(株)○○○○○がこうだったらこうなったから今こういうところに来たんですよっていうところは、ご存知ないと思います。やはり加工工場があるんですけども、借りてもらえませんか。いいですよ、借りますよ、使ってました。要はそこを私達は加工工場を借りられるから借りたんですよっていうだけのことであって、ことの顛末をどこまでご存知かというのは、難しいかなと思いますし、申請書の中に、そういった書類を求めるとい部分もございませんので、いただいではございませんという言い方になってしまいます。</p>
	柴崎久男委員	<p>倫理感が全く違うもんね。私達と。</p>
	菊地宏利委員	<p>いろいろな意見ですけど、法的には問題ないとかいろいろ出てるんで、問題ないかもしれないけど、去年の8月から計画して、(株)●●●●●と(株)○○○○○とお話をして、農業委員会として、いつこういう話に来るかなとか、ずっと思ってたんですけど。だから、農業委員会が法的に問題ないとしても、もうこれを出せば通るんだよっていう方で、立地計画じゃなくて令和6年9月に着工予定、令和7年9月に竣工予定って、ここまで会社が契約をやっちゃっているんですよ。もう農業委員会は通るという前提なんでしょうね。私はだからね、こういう法的にどうのって農業委員会は素通りじゃないかっていうようなことやってるから言うわけですよ。やはり農業委員会は町の運営委員会なんだから、これが一部の会社の資料だからと言っても、ちょっとこれを見ると農業委員会はバカにされているのかなっていう感じがします。</p>
	木村隆之委員	<p>(株)●●●●●さんが計画を出す場合、申し出をする場合、町に出す場合、(株)●●●●●さんが(株)○○○</p>

		<p>〇〇〇と、仮契約みたいなのを結ばなければ、土地を売る人が後でこれを出しちゃってから、売らないよと言った場合はどうしようもないでしょうね。これはだから、あくまでも、申出を出す前に、仮契約なり何か結ばなければ、この申請書を出したら、うちは売らないよって言ったらおしまいになっちゃうわけ。だから前から計画を進めていたんじゃないかなあというふうに私は思うんですけども、申入書の中に、(株)〇〇〇〇〇〇の同意書みたいのがあるんでしょ。それ確認してください。</p>
	産業観光係主査	<p>お答えいたします。申請書のところに事業計画者は(株)●●●●●、申し出者は(株)〇〇〇〇〇〇となっております。以上です。</p>
	坂本茂委員	<p>よろしいでしょうか。代替性がないっていても近くになくても結構だから、白地の土地を見つければいいんですよ、簡単な話をすると。なぜ(株)●●●●●の利便を図るために、農業委員としての優良農地を守るっていう立場がどっかへ飛んじゃうのは、おかしいと思うんですよ。(株)●●●●●は、駐車場が欲しいっていうことと、私達は農業委員ですから、優良農地です。青地ですから。私達が守ってるんだよね。それも一つ私達の立場じゃないですか。参考のためにすいません。</p>
	藤島廣二委員	<p>ご意見をお聞きして私もわからない点が多々あるんですけども。法律的に問題がないということになると、町としては当然進めていくことになるだろうと思いますので、そこを理解しましたし、また(株)●●●●●ないし、(株)〇〇〇〇〇〇から反発があるのもよくわかりました。ただ私が気になることは、(株)●●●●●があることによって、上里町の農業が有利なのかどうか。要するに使う野菜などについては(株)●●●●●が上里町の野菜などを結構使ってくれてるかどうか。さらに工場を拡大することによって、この町の農業の発展に寄与することであるならば、私は問題ないと考えているんですけどもその点を教えてください。</p>
	産業観光係主査	<p>お答えいたします。現段階ではまだ正式な数値は示されておりませんが、地元の農産物については使用したいという計画は持っております。</p>

	藤島廣二委員	現在どのくらい使ってるかっていうのわかんないですか。
	産業観光係主査	すいません現在の数値は申し訳ないですが、持ってないです。
	関口 博孝委員	<p>実際に、単価が安くなると地元産使うけど、高くなると、よそから入れるって言ってたよね。(株●●●●●●●●は、そういう流れをちっとも役場は知らない。職員の人数が足りないかもしれないけど、俺に言わせれば勉強不足だよ。あれが元々農家のための(株●●●●●●●●ならもっと大きくなっているよ。減多縮んでいくよ。役場は内容を知ってるんだろう。全然知らないのか、感心するよ。ただで給料もらってるのと同じだよ。だから上里町は駄目なんだよ、いつになっても。町長はじめさ。さっきから出ている五明の土地だって、あっち向ければいいがな。インターが近いんだから。あそこからもそこに行っただって変わりはないよ。なぜああいう所を紹介しないんだよ。</p>
	事務局次長	すいません、五明の土地というのは、関越と新幹線の間の土地ですかね。あそこは今□□□□□(株)になっているんです。
	坂本茂委員	だからそういう所へ作るのが通常でしょう。あそこに作れとは言っていない。
	藤島廣二委員	ちょっと他のところに移れていわれても、実際に移れるわけじゃないので、その話やってるときりがなくなってしまうと思うんですよ。そうじゃなくて、どうするかっていうのを早く考えた方がいいかなと思うんですけど。そうでないと時間がかかるだけで今日、このままでは終わらないんじゃないですか。
	坂本茂委員	決をとりますか。決をとる前に私は1号は不適切だと思います。他の2、3、4、5、6は、OKです。2、3、4、5、6は問題ないでしょうと言ってるわけ。その1号の必要性というところが、賛成はできません。意見として納得できませんというのが私の意見。本当にこれの必要性があるのか。必要性、適当性、非代替性があるかどうかって言うのがこの1号だと思う。だから非代替性だって先ほど言った、違う

		<p>所があると思うんです。必要性だって、優良農地を潰すだけのこの駐車場に価値があるのかって言えば、私は必要性も適当性もないというのが意見ですよね。私の言ってることで決まるのではなくて最終的には県で決定をするんでしょうけども、農業委員会の意見としては、この1号は、適切ではないと言う私の意見を表明したいと思います。</p>
	木村隆之委員	<p>坂本委員は代替性に問題があると言ってますが、これを指定住宅と考えて、町の中にはいっぱい白地があるじゃないか。ここの青地を使わないでこっちの白地を使えばいい。人の家の白地を使えば良いというふうな判断と同じじゃないかと思うんですけども。おじさんの土地を借りて使うんだけど、そこに良い土地があるからと言ったっておじさんの土地はそこしかなければ、それが代替性なんです。</p>
	坂本茂委員	<p>言ったじゃないですか。それは農家住宅なんです。</p>
	木村隆之委員	<p>同じじゃないですか。この工場を拡張するにはここしかない、裏にも土地がない。</p>
	藤島廣二委員	<p>すいません。ここは青地だから白地に移せって言っても、(株)●●●●●●が考えて申請してきたのでそれを言ってもしょうがないと思います。だからちょっと整理して次回にやりませんか。今日やっても無理だと思います。</p>
	議長	<p>そういうことですので時間も時間ですが。長時間にわたってます。意見ありがとうございます。一応皆さんに承認するかどうか、手を挙げてと言うのはいただいて、いろんな意見を参考にしたいと思いますので承認する方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
	木村隆之委員	<p>やっちゃうのですね。</p>
	議長	<p>いろいろ意義があると思うんですけども、この件について保留にするかどうか挙手をお願いします。</p>

	木村隆之委員	保留にするかどうかですね。
	小暮辰雄委員	除外申請に賛成か反対か決を取ればいいんじゃないですか、保留にしないで。みんな反対すれば、これは流れるという事です。
	坂本茂委員	流れないよ。意見だから。
	小暮辰雄委員	それでいいじゃないですか。
	議長	いいですか。申請に承認するかどうか挙手をお願いしたいと思うんですけども、賛成の方は挙手を。問題ないという方は手を挙げていただきたいと思います。
	議長	4人の方が挙手をいただきました。問題ないということですよね。承認を見送りまして保留に。
	木村隆之委員	意見を求めるということだから、何か代替性に問題があるとかそういう形なんでしょうね、問題があるのだったら。
	議長	よろしいですか。すいません今、事務局から話が出まして、賛成の方が今4人、反対の方は。
	坂本茂委員	決をとってないじゃない。反対かどうかわからないんだから、棄権かもしれないから、全部決を取る。賛成の方、何ていうかこれが除外の案件としては適正でないって人がいるんだから。それをとる。
	議長	承認をする方が4人で、その他の方は棄権の方もいる。
	坂本茂委員	だから取らなきゃ駄目なんだよ。

	<p>事務局 長</p> <p>藤島 廣二 委員</p> <p>議 長</p> <p>木村 隆之 委員</p> <p>議 長</p> <p>木村 隆之 委員</p> <p>坂 本 茂 委員</p> <p>中久木大祐委員</p> <p>事務局 次 長</p> <p>中久木大祐委員</p>	<p>賛成に上げた方以外は反対という解釈ではまずいでしょうか。別に手を挙げなかった理由やご意見があれば、この場でお聞かせ願えればと思います。そうでなければ、今のところは、さっきの4人の委員の方が賛成という見方でよろしいですか。</p> <p>棄権もあるんじゃないですか。</p> <p>賛成と反対の方の挙手をもう一度お願いします。残りを会長と副会長もどっちになるかっていう</p> <p>いや、会長は最後です。</p> <p>もう一度最初からやりますけども、これに承認する方の挙手をお願いします。</p> <p>すいません。意見を求めるということだと思います。これは町が農業委員会に協議をしているわけです。意見を求めているわけですから、問題ないか、問題ありかという形しかないのでは。あとは保留かという形しかないのではと思うんですけども。1号2号3号4号5号6号にこの案件は問題ないよというふうに手を挙げた。問題ある方は何が問題なんだというのを一応出すべきなのかなとは思うんですけども。</p> <p>それは私はこうでこうだからこれについては、賛成意見を出せませんと、私はさっき言いました。</p> <p>これは法律ベースなのか、感情論なのか、もうちょっとご指導いただけますか。</p> <p>あの法律ベースをお願いします。</p> <p>もう一つすいません。もしこれで農業委員会の意見が駄目だった場合、町はどうするんですか。県に出</p>
--	---	---

	事務局次長	<p>すか、県は受け取らないかなと思うのですが、だから、町は計画者が申し出て、町がやむを得ないと判断した場合、農業委員会の意見を求めるということなんですよ。それを求めて問題ないよと言った場合は、今度は県知事が同意をする。最終的に県知事の同意ということですから、農業委員会では意見としては問題ないよという意見か、これは駄目だよと、土地改良施設に影響あるよ、代替性がないよとかそういう意見なのかなと思うんですけども。どうなんでしょう。</p> <p>農業委員さんからの意見はあくまでも意見としていただきます。それで町が判断するというお話にもなっていますが、意見を求める場所は、農業委員会だけではないです。土地改良区もそうですし、上里幹線とかもそうです。いろいろな各関係箇所に意見を求めている中で、農業委員会としての意見はこうですという形で載せていく形になります。最終的には、縦覧という形で町民の皆様にご意見をいただいてからの判断という形になりますので、その段階では農業委員からの意見はこういったものがございましてという縦覧の中には出てくると思います。</p>
	事務局長	<p>すいません。採決の仕切直しということで、会長に代わってこの後の段取りを説明させていただきます。まず問題ない方は挙手をいただきます。その後、問題ありという方は挙手をお願いします。その後棄権の方の挙手をお願いします。やはり問題があるということのところで、問題のある方の理由ということで、やはりそれなりの理由があると考えますので、そこを言っていただいて、農業委員会の意見にもなってくるのかなというふうに思っております。そして採決のところでは会長、副会長には、最後、採決をもらいます。会長は最後です。</p>
	坂本茂委員	<p>それだったら、賛成者についてもこういうことで賛成だと意見書の文面をしないんだよ。</p>
	事務局長	<p>委員からお話があったように、問題なしと言う所でも意見をいただくように。皆さんから意見を伺えればいいのかと思っておりますので、会長、その進め方でよろしいですか。</p>
	議長	<p>はい。問題なしの方は挙手をお願いします。</p>

		<p>～農業委員12名中挙手4名～</p>
	議長	<p>挙手4人です。</p>
	議長	<p>問題ありの方、挙手をお願いします。</p>
		<p>～農業委員12名中挙手4名～</p>
	議長	<p>挙手4名です。</p>
	議長	<p>棄権の方は、挙手をお願いします。</p>
		<p>～農業委員12名中会長、代理もふくめ3名～</p>
	事務局長	<p>では問題なしの方が4名、ありの方が4名、棄権の方が3名という現状です。</p>
	柴崎久男委員	<p>11名じゃないですか。</p>
	事務局長	<p>棄権の方もう一度挙手をおねがいします。</p>
	中久木大祐委員	<p>すみません。棄権というのは、意見できないというニュアンスなのか、それともこちらの意見できませんっていうドロ判定みたいなことなのか、それともどっちかという、どっちの意見もわかるよっていう前向きな意見なのか、わからないので、どっちかという私は反対という意見にあげちゃったんですけど、すごく悪く聞こえると思うんです。個人的には疑問があるから反対なんですよね。あくまでも前向</p>

		きな意見として聞いて下さい。
	事務局	今のご意見は、疑問があるから、今は保留の意味の反対ということですよ。質疑に時間が足りませんでしたか。
	中久木大祐委員	そういうわけじゃなくて。個人的にもやっぱり勉強なんですけど。話の流れとか、結構ばらつきちゃってたし、ここでまとめるのはっていう感じです。なんならもうちょっと時間をかけた方がいいのかなとは思いますが。今日で解決できますかね。
	事務局	今採決を取ってるのは今日で終わりにしようという意味で行われたのかなと思っていたのですが。
	中久木大祐委員	なるべく流れを作ろうかなという感じなんだろうけど、ちょっと揉んだ方がよさそうな、わかりませんが、皆さんご意見があるので。これって早めに結果を出したほうがいいのですか。時間をかけていいんですか。
	事務局次長	すごい難しい質問ですが、時間かけて良いと言っても3～4ヶ月っていうのはあれですが、町から意見の照会という形で来てるのは9月20日までに回答お願いしますということにはなっております。ただ、どうしても9月20日には回答ができないから25日まで待ってくれと事に行くのであれば、そういう選択肢もある。ゼロではないという言い方ですね。私が今、決断できないですけど。
	中久木大祐委員	その辺わからないので、ちょっとすいません。
	木村隆之委員	中久木委員の言うとおりにかなと思います。制度的にまだみんな、我々も理解してない場面が多いのかなと思うので、その辺をよく勉強して、私は賛成したんですが、次回持ち越しの方が良いのかなと思います。
	藤島廣二委員	ちょっとよろしいですか。私も今日は保留にする方に賛成です。できれば町の方として、どのような意

		<p>味合いで法的に問題がないからやっていると言うことを簡単で良いので、説明した文書をつけてもらえると、我々の場合は、この間この資料をいただいてから初めて知る所があるもんですから。今日ここで議論しているわけですが、充分理解できないところがあるので、事前にそういったようなことを、お話としていただければありがたい。また反対意見もあまり(株)●●●●●や(株)○○○○○○の悪口を言うような意見をもらっても困りますが、どうして反対なんだっていう事をはっきりとわかるようなご意見があればそれも一緒に出していただけるとありがたいです。</p> <p>坂本茂委員 お言葉を返すようですが、私達は色々な情報をつかんで、その中で適切な判断をしたいということやってるわけですよ。だから今までの経過はこういうことがあるんですよ。確かなんだけど、評判が悪いのは知っているでしょう、皆さん。だからといってこれが駄目だと言ってやるわけじゃない。駐車場として優良農地を変えても良いのか、その必要性は認められないというのが私の意見であって、(株)●●●●●、(株)○○○○○○が駄目だからという意見は、今までこうでしたという事実を話してるだけですから、それによって判断しているわけではないので、それだけはきちんとっておきたいです。</p> <p>藤島廣二委員 今ここで言うていただくのではなくて文章で書いて出してほしいですよ。</p> <p>菊地宏利委員 反対意見を書いてという事ですが、坂本委員と同じで先ほど言ったように私はもう昨年の8月に、(株)●●●●●とこの契約を結びました。ここの土地にやりますと(株)○○○○○○が株主総会に入れてる以上、これは信用できない、役場に出して、役場の方は知らないから適正って書くかもしれないけど、私としては、もう疑いしかないです。他を見つけてない。最初からここと決めてるわけですよ。だから、私の意見としてはこれには賛成できません。6項目のうち一つが本当に他を見たのか、ここありきでやってるじゃないかというのが私の意見です。意見として入れて下さい。</p> <p>議長 時間も過ぎていきますし、中久木委員からの意見があって今回の総会で結論を出さずに次回持ち越してでよろしいですかね。持ち越しに賛成の人は挙手してください。</p>
--	--	---

<p>[その他]</p> <p>[閉 会]</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>会 長 代 理</p>	<p>～全員挙手～</p> <p>挙手全員ですので、次回にこの議案を持ち越したいと思えますけどもよろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。これで本日用意しました議案は終了させていただきます。</p> <p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取に伴う相談案件について情報提供(共有)・・・中久木大祐委員より ・耕作放棄地の基準について ・農地利用最適化活動研修会 9月11日 11時15分役場東駐車場集合 羽生市産業文化ホール <p>長い時間慎重審議、誠にありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
---------------------------	--------------------------------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年8月26日

議 長

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印

(山下 登 委員)

署 名 人

印